

学生全員が、熟読し内容を理解したうえで、行動してください。

新型コロナウイルス感染症対策 BCP レベル 1 における 学生行動指針

旭川医科大学
(July 15, 2022)

I. 授業方針	2 ページ
II. 地域移動後の自宅検疫と 健康チェックについて	5 ページ
III. 学生団体活動方針	6 ページ
IV. 日常生活における注意 事項 (相談窓口一覧)	9 ページ

本日より、以下の新型コロナウイルス感染症対策 BCP レベル 1 における学生行動指針 (July 15, 2022) を適用します。

今後の道内や市内の感染状況およびオミクロン株の特性を鑑み、変更する場合もあります。

I. 【授業方針】

夏休み明け以降の授業は、マスク着用をはじめとする感染対策を前提に、全員登校による対面授業を原則とし、もって教育効果の向上を図ります。概要は以下を確認してください。

1. 講義科目（座学授業）について

医学科・看護学科の全学年で夏休み明け以降は全員登校とします。

同日に予定している実習・演習が分散登校、オンラインで実施される場合は、講義科目も併せて分散登校、オンラインとなることがあります。該当科目は P 3 の（半数登校・オンライン講義科目）を確認してください。

（全員登校の留意事項）

(1) 出席確認は、出席カードで行います。

（manaba 小テストは必須ではありませんが、科目担当教員の判断で併用して行うこともあります。）

(2) 学生の座席は自由席とします。

（科目担当教員の判断で席を指定することもあります。）

(3) 講義資料はこれまで同様に manaba に公開します。

(4) 授業として講義室・チュートリアル室でディスカッションをすることがあります。

(5) 対面授業が原則ですが、諸事情により Zoom で授業を実施することがあります。

(6) 授業は Zoom 併用を継続しますが、基本的に公欠者対応のためです。

※ 体調不良の場合、オンライン受講が可能です。その場合、授業開始前までに E メールで学生支援課 (online-lessons@asahikawa-med.ac.jp) に別紙「オンライン受講申請書」により登校できない具体的な体調不良の内容を明記のうえを申請してください。

授業開始前までに必要事項を記載した「オンライン受講申請書」を上記の指定メールアドレスで受信していない限り、その授業については欠席扱いとなります。

※ 提出された申請理由が「寝坊のため」「用事のため」等オンライン受講者として許可するのにふさわしくない理由の場合、許可できませんので、欠席扱いとなります。

※ 感染が不安で登校できないとの理由ではオンライン受講を許可しません。

※ 出席カードの取扱いなどの出席確認における不正行為は懲戒の対象となります。

※ 「オンライン授業受講者一覧」を manaba 登録全教員のコースに掲載します。

※ 教職員が学生の登校状況を毎回確認しています。

2. 実習・演習について（臨床実習・臨地看護学実習を除く）

講義科目同様に医学科・看護学科の全学年で夏休み明け以降は全員登校とします。

ただし、以下の（参考）に記載する実習・演習科目では各科目の事情を考慮し、分散登校、オンラインの授業を行います。

なお、実習・演習科目で Zoom を利用する場合は、教員が科目ごとにミーティング ID・パスコードを設定し、manaba「各科目のコース」で配付します。

（半数登校・オンラインで授業する科目）

医学科 1 年

- ・地域医療学 全てオンラインで実施
- ・基礎生物学実習
- ・ドイツ語、フランス語、ロシア語
- ・基礎化学実習 半数登校
- ・心理・コミュニケーション実習 一部オンラインで実施
- ・データサイエンス

医学科 2 年

- ・免疫学実習
- ・チュートリアルⅡ

医学科 4 年

- ・法医学実習
- ・8/22（月）8/29（月）9/5（月）健康弱者のための医学
法医学実習の授業形態に準じて実施
- ・チュートリアルⅤ 登校せず完全オンラインで実施

看護学科 1 年

- ・基礎看護学実習Ⅰ

看護学科 2 年

- ・英語ⅡAB
- ・8/15（月）8/22（月）8/29（月）9/5（月）健康教育論
英語ⅡAB の授業形態に準じて実施
- ・基礎看護学実習Ⅱ

3. 臨床実習・臨地看護学実習について

臨床実習・臨地看護学実習については、引き続き、感染対策を講じたうえで対面での実習（一部オンライン実習を併用）を継続します。

4. 試験について

定期試験等については、原則全員登校で実施予定です。もし、感染状況等によりオンラインでの試験実施に変更する場合は、別途お知らせします。

5. 休憩時の講義室等での食事について

講義室等（チュートリアル室、学生サロンは除く）で食事をすることができます。黙食ができていない学生が散見されますので、マスクをしていない時は会話しないでください。

また、可能な時期には第一実習室、第三実習室でも食事をすることができます。

利用する場合は、次の事項を守って使用してください。

- (1) 食事前に手洗いし、黙食を徹底すること。
- (2) 食後は机をふき取り、講義室の清潔を保つこと。
- (3) ゴミは分別し、ゴミ箱に適切に廃棄すること。
- (4) 食事時間は決められた昼食時間内に限ること。
- (5) 講義中は講義室内で飲食しないこと。

なお、昼休み時の感染対策及び学生食堂混雑回避のため、医学科5・6年生については、実習に影響が無い場合は12時00分前及び13時00分以降に学生食堂を利用することを推奨します。

6. 講義室、チュートリアル室の貸出について

皆さんの自主学習の場として、講義室、チュートリアル室を貸し出します。

使用可能時間：平日 9：00～12：00 13：00～21：30

使用場所： 講義室 第1～第6講義室、B、C講義室
 チュートリアル室 講義実習棟A～H、看護学科棟1～11

予約方法

講義室 学生支援課で予約してください。

※3日前までに予約してください。

※通気（冷暖房）依頼がある場合は1週間前までに依頼してください。

チュートリアル室 別添 チュートリアル室貸出受付簿 に記載しメールで申請

※部屋の指定はできません。貸し出しする日の5日前から予約可能です。

※授業や入試などで予定がある場合は、部屋の貸し出しができないことがあります。

※利用中はドアを開放し、食事はしないでください。

※土日祝日の前日は17：00までの利用に制限します。17:00までに鍵を返却してください。

Ⅱ.【地域移動後の自宅検疫と健康チェックについて】

1. 帰宅後5日間の自宅検疫（登校不可）の撤廃

授業が行われている間は、不要不急の市外への移動（単なる旅行など）は避けてください。
臨床実習中、臨地看護学実習中の学生は、特に慎重に判断してください。

令和4年7月13日現在「まん延防止等重点措置」等に該当する地域はないので、帰宅後の自宅検疫（登校不可）は不要となります。

もし、今後、国、地方自治体等から「緊急事態措置」、「まん延防止等重点措置」等の措置が発せられた場合には、すみやかに自宅検疫を再開します。上記措置発出中の地域に滞在した場合は、旭川に帰宅後5日間の自宅検疫が必要となり、その期間中は、本学構内（病院を含む）及び学外実習施設への立ち入りが禁止されます。

ただし、往来の必要性、代替手段によることの適否等を考慮し、やむを得ず、道外のまん延防止等重点措置区域又は緊急事態措置区域との往来をせざるを得ない場合は、学生支援課教務係（gaku-kyomu@asahikawa-med.ac.jp）に申告してください。

【5日間の検疫期間の数え方】

帰宅日 (0日)	1	2	3	4	5	登校日 (6日目)
-------------	---	---	---	---	---	--------------

2. 健康チェック

健康チェックは、各自継続して毎日実施してください。

もし、発熱等の症状が出た場合はすぐに保健管理センター(0166-68-2768)に報告してください。

3. 病院見学、面接、就職試験等について

病院見学、面接、就職試験に行く場合は、これまでと同様、あらかじめ病院名、日時、期間を学生支援課（kengakusaki@asahikawa-med.ac.jp）に連絡してください。

フォーマットは、令和2年6月10日付けの全学生向けの通知からダウンロードしてください。（本方針末尾に掲載しています。）

4. 注意事項

授業期間中に、上記3以外のやむを得ない理由で北海道外に移動する場合は、1週間前までに学生支援課教務係に申告してください。（学生団体活動で、道外で実施される大会等に参加する場合は、次項以降の方針に従ってください）

Ⅲ.【学生団体活動方針】

以下記載の内容を、学生団体（以下、「団体」という。）所属学生全員が熟読のうえしっかりと理解し、顧問教員も含めた団体内全体で共通認識を持って対応してください。

本指針やその他の本学の方針、所属団体が立てた計画を履行せず活動した場合、また、万が一感染した場合や接触者となった場合の聞き取り調査に誠実かつ正確に対応しなかった場合などには、当該団体を活動停止とし、悪質な場合は該当学生を懲戒処分とせざるを得ない場合があるので、十分注意してください。

また、万が一、団体活動（認められている活動以外にも、第三者から見て団体活動と取られる行為も含みます。）により感染者が出た場合、感染した学生が所属する団体（兼部している団体含む）の活動を一定期間活動停止とします。

クラスターが発生した場合は、課外活動はもとより、授業自体を休止せざるを得ない場合があることを各自が認識してください。

文部科学省からも、部活動等については、引き続き感染対策の徹底依頼がされています。なにより、医学生として、自分と周りを守るために、徹底した感染対策をお願いします。

（１）対面での学生団体活動再開について

対面での活動再開の許可が出ていない団体、又は、活動再開申請をしていない団体は、次の期日までには活動再開可能となるよう、以下のとおり感染対策計画を作成し申請のうえ許可を得てください。（５月に実施した学生団体継続届とは別です（別である旨も明記したうえで団体継続届のお知らせはしています）。

オンラインで活動できる場合でも、学生団体として活動する場合は必ず対応してください。

期日：令和４年１０月３１日（月）

上記期日までに活動再開申請がなされていない団体は、活動意思がなく解散したものとして取り扱います。

感染対策は、本指針を含めた本学の方針、「学生団体における covid-19 対策評価基準（本学 BCP レベル１）」（以下、「対策評価基準」という。）及び関係協会等のガイドラインなどに沿って、団体内でしっかりと協議のうえ、感染対策計画書（別添のエクセルデータ）（以下、「計画書」という。）を作成してください。

このとき、対策評価基準の項目にあっても、そのような活動はしない場合はその旨も計画書に明記してください。

加えて、このコロナ禍の状況が長期に及ぶことを考慮して、先を見越した長期スパンのスケジュールを立て、一度の希望申請で今後の BCP レベル１での活動がスムーズに行えるよう計画してください。

なお、本学以外の所属メンバーがいる場合、当該メンバーの所属先の方針及

び感染防止対策が、本学の対策評価基準と齟齬が無いことを団体所属学生及び顧問教員と確認・把握のうえ、その方針・感染防止対策を添付して申請してください。

また、学外指導者や上述の学外メンバーを含める場合は活動人数の内数として計画書に明記してください。

団体内で協議し作成した計画書は、顧問教員にも確認してもらい、顧問教員の了承・署名を得たうえで、関係協会等のガイドラインなど参考にした資料データを添付のうえ、学生支援課学生総務係（gaku-stu@asahikawa-med.ac.jp）にデータで提出することで、再開希望申請してください。

顧問教員の了承署名ページは、署名後 PDF 化し計画書と併せて提出してください。

なお、感染リスクが高いと言われる施設（ライブハウス、カラオケ など）での活動については今後も許可できません。

申請内容は、事務的チェック → 教員チェック → 副学長チェックを経て活動再開許可となりますが、記載内容に疑義等ある場合は都度差し戻しとなるため、十分に余裕をもったスケジュールで申請してください。

（２）既に活動再開許可が出ている団体

対策評価基準、許可が出ている活動内容を順守した活動について再開を許可します。今一度自分達で立てた感染対策を再確認するとともに、団体所属学生全員及び顧問教員と共有してください。

今後の許可内容の変更申請等（※）は、各団体で国・自治体の感染対策、本指針を含めた本学の各種方針・対策評価基準に則った内容で作成した変更計画を、顧問教員が了承した場合のみ、各団体の判断・責任の下で感染に十分注意して活動することを認めます。

ですので、改めての許可申請は必要ありません。

なお、顧問教員が非臨床系の教員であり、判断に迷う場合は、教育担当副学長が可否について判断しますので、学生支援課学生総務係に十分に余裕を持ったスケジュールで相談してください。

※ 大会やコンテストなどへの参加、活動可能時間内での活動時間の変更、学外練習場所の追加、昼休みの練習、練習試合・演奏会等の実施、学外者の参加 など

（３）活動可能時間について

活動可能時間は、平日は 16 時 30 分から 21 時 00 分までの内の最大 2 時間と

昼休み時間帯、休日（土、日、祝日及び長期休業中）の活動は最大2時間におさめてください。なお、移動・準備の時間は上記時間に含めなくても構いません。

（4）学内施設について

1）学内施設の学生団体活動による利用時間について

体育館、セミナー室等の学生団体活動で使用する施設の利用時間は、平日、休日（年末年始除く）を問わず、21時00分までとし、現在の利用方法に従って使用してください。

2）講義室の利用について

講義室については、平日授業終了後に空いている場合に限り、申請のうえ、ミーティング等に利用することを可能としますが、人数は座席数の半数以下とし、時間は21時00分までの内の最大2時間に限定します。なお、講義室利用は勉強による利用が優先であることを予め理解してください。

なお、ミーティングについては、基本的にはオンラインで行うなど、感染対策のために最大限の工夫をしてください。

3）部室として使用している部屋（以下、「部室」という）の利用について

部室については団体の活動再開が許可されてから、Ⅲ（3）の範囲で許可された活動時間帯のみ使用を認めます。活動時間帯以外における待機や交流の場としての使用は認めません。

4）屋内での活動について

学生玄関ロビー・談話コーナー、学生サロン、廊下、階段での団体活動（筋トレ、ストレッチ、ランニングなど含む。）は認めません。

練習試合、自主演奏会等で学内施設を利用したい場合は事前に（遅くとも3日前までには）利用申請してください。なお、休憩・待機等も体育館やメイン会場内で完結してください。教室等を他チーム等の待機室として使用することは認めません。したがって、相手校等は1チームまでとしてください。

（5）合宿について

感染終息の見通しが立つまで、合宿は禁止します。練習などを目的とした宿泊を伴う団体活動は認めません。

（6）大会やコンテスト（以下「大会等」という）への参加について

大会等へ参加する場合は、顧問教員の下承を得た以下のものを大会等へ参加する2週間以上前に学生支援課学生総務係に提出したうえで参加してください。

- 参加する大会等の実施要項及び感染対策に顧問教員の参加を下承する旨の直筆の署名が明記されている資料
- 学生団体学外活動計画書（コロナ以前から学外で活動する場合に提出が必要な書類（本様式末尾に添付します））

大会終了後は顧問教員と学生支援課学生総務係にその旨報告してください。

なお、顧問教員の許可有無に係わらず、次の場合はいかなる大会等であっても参加は認められません。

- 緊急事態宣言下の地域やまん延防止等重点措置区域など感染の危険性が高い地域で開催される大会等や、当該地域に滞在等（移動上の経由地である場合は除く）が必要となる大会等

(7) 病院内での団体活動（演奏会等）は、感染が終息しBCPが0に戻るまでは認められません。

(8) 大会の運営を担当する場合

全国等組織やそれに準じる大会の運営については、関係教員（顧問教員、当該組織の本学の理事等）と情報共有するとともに、運営・企画の際には、主幹を中心とした他の施設の方針や、当大学の行動指針に沿った感染対策を徹底した上で活動してください。

全国等組織の一員として運営を行う場合のみ認めます。独自で大会を主催することは認めません。

(9) トレーニングコーナーの利用について

トレーニングコーナーについては、学生有志で作成した運用に従って、感染に十分留意して利用してください。

(10) その他

上記以外は、現在出ている方針に沿って行動してください。

なお、Ⅲの冒頭にも記載していますが、大学からの方針や通知に反した場合、感染対策を怠った活動（聞き取り調査に誠実かつ正確に回答しないことを含む）をした場合は、団体活動停止や解散などのペナルティを課すことがあります。

また、万が一、団体活動（認められている活動以外にも、第三者から見て団体活動と取られる行為も含みます。）により感染者が出た場合、感染した学生が所属する団体（兼部している団体含む）の活動を一定期間活動停止とします。

Ⅳ.【日常生活における注意事項】

1. 病院への立ち入りについて

病院内への立ち入りは極力控えるようにしてください。

また、通学時などに病院内を通り抜けることは、引き続き、禁止します。

大学病院内の施設（郵便局、ATM、旭仁会など）に用事がある場合に限り 14:30 以降の

立ち入りを認めます。病院食堂を利用することは引き続き禁止します。

なお、ローソンの利用可能時間を以下のとおり変更しました。

院内ローソンの利用可能時間

- 医4～医6 と 看1～看4 → 院内実習中に限り制限なし（時間制限の解除）
- 上記以外の学生 → 平日8：00～14：30以外の時間帯と土日祝日

2. 日常生活、アルバイトについて

日常生活を送るに当たって一般的な感染予防に留意してください。

アルバイトを行っている人は、感染防止に最大限配慮してください。

【会食について】

生活を同じくしている人（基本的には同居家族を想定しています。）以外と食事をする際は、4人以内で食事してください。

- ・実習対象学年の学生は参加しないでください。
- ・4人以内とし、飲食時以外はマスク着用、黙食を徹底してください。
- ・複数グループが同時に存在しないように調整を徹底してください。
- ・4人以下ではあるが、途中でメンバーが入れ替わるなどの方法で結果的に多数の人間が参加するようなことはしないでください。

なお、くれぐれも近隣住民に迷惑をかけることのないように、地域社会の一員としてのマナーを守ってください。悪質な行為は懲戒の対象となります。

3. 健康面、経済面などの相談について

健康面で不安なことがありましたら、保健管理センター(0166-68-2768)または学生支援課に相談してください。

経済的な問題についても、遠慮せずに学生支援課に相談してください。

4. 学内での滞在時間について

自己学習等により、授業終了後に学内に留まることもあるかと思います。

その場合は、施設利用時間内に活動を終え、帰宅してください。

また、不必要な滞在はしないでください。

5. 海外渡航について

不必要な渡航は避け、渡航が必要な場合には、外務省海外安全ホームページの確認、外務省海外安全情報配信サービス「たびレジ」への登録、海外旅行保険の加入をお願いします。

なお、感染流行地域への渡航はしないでください。

渡航する場合には、「海外渡航届」を学生支援課学生総務係へ提出してください。

また、登校日の1週間前には帰国し、健康チェックを続けてください。

6. 相談窓口

以下の窓口を利用してください。

相談する際には、可能な限り自分自身で連絡してください。

相談内容	相談先	連絡先
体調のこと	保健管理センター	0166-68-2768
学生生活、経済的なこと、奨学金など	学生支援課学生総務係	gaku-stu@asahikawa-med.ac.jp
授業、履修など	学生支援課教務係	gaku-kyomu@asahikawa-med.ac.jp
学修支援システム・manaba	学生支援課教務係 manaba 担当	gaku-manaba@asahikawa-med.ac.jp

申請、報告用メールアドレス

オンライン受講申請書	online-lessons@asahikawa-med.ac.jp
学外病院等への見学・就職試験等の訪問先連絡票	kengakusaki@asahikawa-med.ac.jp

添付資料

- ・学生団体における covid-19 対策評価基準（本学 BCP レベル1）
- ・学生団体学外活動計画書
- ・海外渡航届

通知メールに添付する資料

- ・感染対策計画書（Excel データ）

学生団体におけるcovid-19対策評価基準（本学BCPレベル1）

	A（十分な対策：Bの項目も満たす）	B（必要最低限の対策）
密閉対策	・屋内では1時間に2回以上の換気（1回5分以上） ・活動中常時稼動可能な換気設備があり、窓は最低でも2カ所以上開放できる。 ・開放可能な出入り口が2カ所以上ある ・屋外での活動である	・屋内では1時間に1回以上の換気（1回10分以上） ・換気設備があり、窓は最低でも1カ所開放できる ・換気設備は活動中は連続稼動（調節機能がある場合は強に設定） ・開放可能な出入り口が1カ所以上ある
密集対策	・他人との距離が2m以上離れている ・向かい合う場面がない ・教室を使う場合、定員の1/3以下で活動する（特に発声の多い活動）	・他人との距離が1m以上離れている ・向かい合う場合はあるが、発話・発声は一回の接触で約1分以内 ・教室を利用する場合、定員の1/2以下で活動する（発声の少ない活動）
密接対策	・COCOAアプリを利用しており、活動中も携帯している ・屋内では全員マスク着用（布マスク・スポーツマスクなどでもOK） ・向かい合っの発話はない ・発話・発声は1時間につき5分以内（マスク着用） ・更衣室での会話は完全禁止 ・飲食は活動場所から離れて行い、他人と同時にには行わない	・COCOAアプリを利用している ・屋内では2m以内で近接する活動の際はマスク着用（屋外および2m以上離れて行う活動では不要） ・マスク着用時の発話・発声は1時間につき40分以内 ・マスク非着用時の発話・発声は、必要最小限（できれば1時間に5分以内）とする ・更衣室でマスクを外した会話は禁止 ・身体負荷に対応した熱中症対策を行っている ・活動中の飲食は、活動場所から離れて行い、同時に3人以上にはならない。また対面ではなく、同じ方向を向いて行う。
個人防御	・他人と接触しない ・個人用ハンカチ・ティッシュを全員持参して活動中に携帯する ・対面で発声する活動では、マスクに加えてフェイスシールド着用 ・交換用マスクを持参し、必要時に交換する。さらに活動終了後にも交換して帰宅する ・活動開始前に着替え、終了時にも着替えて帰宅する。 ・着替えの前後で手指衛生（手洗い・手指消毒）を行う ・着替えの前後で使用場所を消毒する	・手指衛生（手洗い・手指消毒）は全員活動前・終了後に行う ・他人に接触する活動では、接触後に手指消毒を行う ・個人用ハンカチ・ティッシュを全員持参する ・換えのマスクを持参し、必要時に交換する ・活動中は食事をしない ・必要な場合、清潔な個人用タオルを持参 ・着替えてから帰宅する ・着替えの前後で手洗いor手指消毒を行う ・着替えの後に使用場所を消毒する
環境衛生対策	・屋内では活動開始前・終了後に清掃・環境消毒を行う ・共用物品を使用しない ・活動終了後は接触した場所（ドアノブ・テーブルなど）の適切な消毒を行う（70%以上のアルコール、200ppm以上の次亜塩素酸Na、ノロウイルス用次亜塩素酸水など）	・屋内では活動終了後に清掃・環境消毒を行う ・学外施設の場合、施設の利用方法を遵守する ・共用物品は使用前後に適切な消毒を行う（60%以上のアルコール、200ppm以上の次亜塩素酸Na、ノロウイルス用次亜塩素酸水など） ・消毒用アルコール噴霧時の引火防止対策を行っている（火器・火元となる可能性がある場所での空間噴霧禁止）

学生団体におけるcovid-19対策評価基準（本学BCPレベル1）

	A（十分な対策：Bの項目も満たす）	B（必要最低限の対策）
連絡方法など	・緊急事態発生時のマニュアルを作成している ・活動前・活動中・活動後に会食を行わない ・活動時間外ミーティングは、SNS・TV会議システムなどを利用し、リモートでかつ1カ所に3名以上集まらずに開催する	・活動前・活動終了後に会食を行わない ・活動日誌を記載して残す（1ヶ月以上） ・活動日誌には最低でも日時・場所・参加者名・活動内容を記載する。 ・ミーティングはマスクを着用し、1m以上間隔をあける
移動時の感染対策	・感染警報レベルが最も低いレベルであっても、休日検査分を除く直近3日分のPCR検査陽性率が上昇傾向（3日のうち2日で前日を上回る）である場合には、移動を中止する。 ・移動時は1時間に1回以上の衛生手洗い・手指消毒を行う ・自家用車で移動する場合、軽自動車では1名（運転手のみ）、普通車では2名（同乗者1名まで）とする ・自家用車移動時は、30分に1回5分以上の換気を行う ・移動中の自家用車内では飲食を行わない ・移動旅程中に飲食を行わない	・各自治体で出している感染警報レベルが2段階目を超える場所には行かない ・移動中に手指消毒が行えるように、携帯用手指消毒を用意する ・公共交通機関利用時・自家用車利用時ともに乗車中は原則全員マスクを着用 ・向かい合っの着座は禁止 ・移動時には1時間に1回は衛生手洗いまたは手指消毒を行う ・自家用車利用時は、軽自動車の場合2名まで、普通車の場合3名までとする。 ・自家用車利用時は、60分に一回10分以上の換気を行う ・1時間に1回以上人混みを避けてマスクを外す ・移動中に店舗で食事をする場合は、感染予防対策を十分に行っている店舗を利用する ・自家用車内での飲食する際は、窓を大きく開ける ・移動中はCOCOAをインストールしたスマホを携帯する

令和 年 月 日

学 生 団 体 学 外 活 動 計 画 書

学生団体名			
団体責任者	学生証番号		
	氏名		
	連絡先		

学外活動内容	☐ 遠 征 大会名等 () ☐ 合 宿 ☐ 登 山 ☐ 海・川等での アクティビティ ☐ その他 ()					
活動予定日	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日() 予備日 日					
活動場所 (市町村)	都 道 市 町 府 県 村					
活動場所 (施設名等詳細)	連絡先()					
宿泊地 (施設名等詳細)	連絡先()					
現地までの 主な移動手段	☐ 鉄 道 ☐ 船 舶 ☐ 航空機 ☐ バス・ タクシー ☐ 自家用車 (レンタカー含む) ☐ その他 ()					
	出発日	令和 年 月 日()		到着日	令和 年 月 日()	
	出発地 (駅・港・空港等)			到着地 (駅・港・空港等)		
上述活動に おける責任者 (団体責任者と同じ 場合は記入不要)	学生証番号					
	氏名					
	連絡先					

☐ 通常練習等の定期的な活動のため、上表の内容に沿った一定期間の活動予定を別紙により提出します。
なお、記載内容に変更が生じた場合は報告いたします。

年 月 日

海外渡航届

教務・厚生委員会委員長 殿

学 科 医 ・ 看護 学年

学生番号

氏 名

下記のとおり海外渡航をしますので、届出します。

記

1. 渡航期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

2. 滞在先：国名（滞在期間：月/日） 滞在地・住所

(/ ~ /) .
(/ ~ /) .
(/ ~ /) .

※滞在地が複数にわたり届出に記載できない場合、任意様式で日程表を添付下さい。

3. 渡航目的（該当するものに○）

研究・調査 学会出席 臨床実習 語学研修 ボランティア 私事渡航
その他（ ）

4. 渡航中連絡先（現地で使えるもの）

電 話 番 号：

メールアドレス：

5. 国内緊急連絡先（できるだけご家族等をお願いします。）

氏名（続柄）： （ ）【緊急連絡先の承諾有無 有 ・ 無 】

住 所：

電 話 番 号： メールアドレス：

6. 保険の加入状況（該当するものに○）

海外旅行保険 加入済 ・ 未加入 （※未加入の場合、速やかに加入すること。）

7. その他（該当するものに☒） ☐「たびレジ」登録済 ☐「在留届」登録済

※届出は、渡航時の1週間前までに学生支援課に提出して下さい。

委員長	教務部長	学生支援課長	課 長 補 佐	学生総務係	

（裏面参照）

- 本届は、海外渡航期間の長短に拘わらず、学生支援課に必ず提出すること。
- 外務省の要請により、海外に3か月以上の滞在を予定している学生は「在留届」の提出を、3か月未満の滞在を予定している学生は外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録を行ってください。(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)
- この個人情報は、本学における海外安全管理・対応業務のためにのみ使用し、その他の目的には使用しません。